

◎外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員に支給する給与の支給割合を改めることとした。（第4条関係）
- 2 企業職員又は技能職員等である派遣職員に給与を支給する場合について定めることとした。（第8条関係）
- 3 施行期日等
  - （1） この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
  - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、附則第3項関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 アネロイド型血圧計の検定について、手数料を徴収することとした。（別表第5関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 県民税の法人税割の税率の特例措置の期限を平成28年1月31日まで延長することとした。（附則第19条関係）
- 2 施行期日  
この条例は、平成23年2月1日から施行することとした。（附則関係）

◎福祉の里センター条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 福祉の里センターの施設に工芸室を加え、及びその利用料金の上限額について定めることとした。（別表第1、別表第3関係）
- 2 施行期日  
この条例は、平成22年11月1日から施行することとした。（附則関係）

◎個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。（第4条関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 屋外広告物の表示等の制限をする地域及び場所を見直すこととした。（第4条、第6条関係）
- 2 屋外広告物の表示の方法又は屋外広告物を掲出する物件の設置の方法が、当該屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分に応じ規則で定める基準に適合しないと認めるときは、屋外広告物の表示等の許可をしてはならないこととした。（第6条関係）
- 3 公益上やむを得ないと認められる屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件について、屋外広告物の表示等の許可の基準に適合しない場合であっても、岩手県景観形成審議会の議に基づき、その表示等を許可することができることとした。（第7条の2関係）
- 4 変更等の許可をする場合の手続及び基準について定めることとした。（第9条関係）
- 5 措置命令及び処罰の対象に3への違反を加えることとした。（第15条、第39条関係）
- 6 その他所要の整備をすることとした。（第5条、第7条、第8条、第12条、第13条、第16条の2、第16条の3、第16条の5関係）
- 7 施行期日等
  - （1） この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
  - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項～附則第5項関係）

◎岩手の景観の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 条例の目的に、景観法（平成16年法律第110号）の実施に関し必要な事項を定めることを加えることとした。（第1条関係）
- 2 景観計画及び景観計画区域の定義について定めることとした。（第2条関係）

- 3 景観計画区域の区分等について定めることとした。(第3条関係)
- 4 景観計画の策定の手続について定めることとした。(第4条関係)
- 5 計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続について定めることとした。(第5条関係)
- 6 届出を要する行為等について定めることとした。(第6条関係)
- 7 市町村長の意見の聴取について定めることとした。(第7条関係)
- 8 勧告の手続及び公表について定めることとした。(第8条関係)
- 9 届出を要しない行為について定めることとした。(第9条関係)
- 10 特定届出対象行為について定めることとした。(第10条関係)
- 11 変更命令等の手続について定めることとした。(第11条関係)
- 12 景観重要建造物の指定等の手続について定めることとした。(第12条関係)
- 13 景観重要建造物の管理の方法の基準について定めることとした。(第13条関係)
- 14 景観重要樹木の指定等の手続について定めることとした。(第14条関係)
- 15 景観重要樹木の管理の方法の基準について定めることとした。(第15条関係)
- 16 良好な景観の形成を阻害する建築物等の所有者等に対する要請について定めることとした。(第17条関係)
- 17 景観資産の登録について定めることとした。(第18条関係)
- 18 景観資産の登録の抹消について定めることとした。(第19条関係)
- 19 景観資産の保存及び活用を図るための助言等について定めることとした。(第20条関係)
- 20 岩手県景観形成審議会の部会について定めることとした。(第29条関係)
- 21 広域の見地から良好な景観の形成を推進するために必要な体制の整備について定めることとした。(第32条関係)
- 22 その他所要の整備をすることとした。(第16条、第21条～第25条、第30条、第31条関係)
- 23 施行期日等

(1) この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、附則第3項関係)

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第47号)

- 1 県立高等学校の学科の廃止をすることとした。(第2条関係)
- 2 県立特別支援学校の学科の廃止をすることとした。(第3条関係)
- 3 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第48号)

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第5条に規定する営業について、県内全域においてこれを営んではならないこととした。(別表第3関係)
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第5条に規定する営業について、県内全域においてその広告及び宣伝を制限することとした。(別表第4関係)
- 3 施行期日

この条例は、平成23年1月1日から施行することとした。(附則関係)